

市においては、高度経済成長期に産業都市としてまちが大きく発展し、人口も増加する中で、右肩上がりの豊かな市税収入やモーターボート競走事業等からの多額の収益事業収入に支えられ、多くの公共施設の整備や市民サービスの充実を図ってきた。

しかしながら、平成年代初期のバブル経済の崩壊を境に、景気の長期低迷の影響からそれまで好調であった市税収入の伸び悩みや市独自の施策を下支えしてきた収益事業収入の大幅な減少に見舞われ、また、厳しい社会経済情勢下において社会保障関係費が増加傾向となつたことに加え、阪神・淡路大震災からの復旧及び復興のための多額の財政需要が生じたなど、様々な社会経済情勢の変化の影響を大きく受けた。

こうした市財政の悪化に加えて、市は、既に着手していた大規模開発事業の実施を継続したことや尼崎市土地開発公社によって事業用地を先行取得したことなどにより多額の負債を抱えることとなり、利子を含めた多額の公債費を負担する必要が生じたため、硬直化した厳しい財政状況が続くこととなった。

このような背景のもと、市において数度にわたり取り組んだ行財政改革により、様々な施策の廃止、縮小又は転換が余儀なくされ、市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなつたが、その結果、市の負債は減少傾向となり、財政状況の改善が図られつつあるなど、市の行財政改革は、着実に成果をあげてきた。

しかし、今後も市では、社会保障の安定的な維持や公共施設の適正管理といった財政運営上の課題に対応していくかなければならないことから、引き続き将来負担の縮減と必要な投資的事業の実施を両立させていく必要があるとともに、市民ニーズの多様化が進む中で時代に対応した施策を実施していかなければならないことから、常に行財政改革の視点を持ち、規律ある財政運営を行っていくことで、将来にわたって財政運営のあるべき姿を実現していくことが必要である。

そこで、市が今後も引き続き魅力あるまちづくりに取り組んでいく中で、これまでに経験した財政的な危機を将来にわたって二度と招かないため、将来の世代に過度の負担を強いいることがないように留意して施策を企画立案するなど過去の教訓を十分に活かした取組を行うことで、健全で持続可能な財政運営の確保を図り、もって、市民の福祉の増進を図るため、この条例を制定する。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市の財政運営に関し、基本理念を定め、市長の責務を明らかにするとともに、市の財政運営に関する基本的な事項を定めることにより、健全で持続可能な財政運営の確保を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市長は、財政運営に当たっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであることに鑑み、法令等を遵守しなければならないことはもとより、予見し難い社会経済情勢の変化の際に可能な限り市民生活の安定を確保することができるよう措置することも含めて、市の財政収支の見通しを踏まえた中長期的な視点に立って計画的に行わなければならない。

2 市長は、財政運営の透明性の向上を図るため、財政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(収入及び支出の均衡の維持)

第3条 市長は、毎年度、収入及び支出の均衡を図るため、規律ある財政運営を行わなければならない。

(新規施策の実施の際の措置)

第4条 市長は、新たな施策を実施するに当たっては、収入を確保し、又は既存の施策の廃止、縮小、転換等により支出の見直しを行わなければならない。

(将来負担への配慮)

第5条 市長は、市債の発行、債務負担行為の設定、損失補償債務の負担等を要する事業その他将来の市の債務の負担に影響を及ぼす事業を実施するに当たっては、現在及び将来の市民の負担の公平性に十分配慮するとともに、事業の必要性の精査、事業量の調整等を行うなど、市債の償還等に係る市の債務の負担が将来における健全な財政運営を損なわせることがないよう十分に留意しなければならない。

(財政運営方針の策定等)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事項を定めた財政運営方針を策定し、これに従った財政運営を行わなければならない。

(1) 将来負担その他財政運営に関する数値目標及びこれを実現するための財政規律

(2) 対象期間内における収支の見通し

(3) 収入の性質に応じた使途並びに基金の積立及び活用の方法

(4) 不測の事態の発生によって健全な財政運営に支障を及ぼす場合の対応策

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により財政運営方針を策定したときは、これを公表しなければならない。

(財政状況の公表)

第7条 市長は、別に定めがある場合を除き、次項から第5項までの規定に定めるところにより、市の財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表(以下「財政状況の公表」という。)は、毎年2月及び10月に行うものとする。
- 3 市長は、天災その他避けることができない事故により前項に規定する月内に財政状況の公表を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、当該事故がやんだときから1月以内に財政状況の公表を行わなければならない。
- 4 財政状況の公表は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める事項について行うものとする。
 - (1) 每年2月に行うべきもの アからエまでに掲げる事項
 - ア その前年の4月1日(以下この号において「対象期間初日」という。)から同年の9月30日(以下この号において「対象期間末日」という。)までの期間における対象期間初日の属する年度の歳入歳出予算の執行状況
 - イ 対象期間末日における財産、市債及び一時借入金の現在高
 - ウ その他市長が必要と認める事項
 - (2) 每年10月に行うべきもの アからオまでに掲げる事項
 - ア その前年の10月1日(以下この号において「対象期間初日」という。)から同年の翌年の5月31日(以下この号において「対象期間末日」という。)までの期間における対象期間初日の属する年度(以下この号において「対象年度」という。)の歳入歳出予算の執行状況
 - イ 対象年度の末日における財産及び一時借入金の現在高
 - ウ 対象期間末日における市債の現在高
 - エ 市民の負担の状況及び対象年度の収支の状況
 - オ その他市長が必要と認める事項
- 5 財政状況の公表は、市報あまがさきへの掲載及びインターネットを利用する方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(財政状況の公表に関する条例の廃止)
- 2 財政状況の公表に関する条例(昭和39年尼崎市条例第30号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に策定されている財政運営方針は、第6条第1項の規定により策定された財政運営方針とみなす。